

平成29年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成29年3月23日(木) 午後7時30分～午後9時20分  
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F  
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫  
委員 武井 紀夫  
委員 長谷部理絵  
委員 吉田 一雄  
委員 渡部 佳子

職 員

教育部長	堀切 由彦
教育部次長兼教育総務課長	齊藤 良二
教育部参事兼施設課長	勝畑 成一
教育部参事兼学校教育課長	廣部 昌弘
教育部参事兼文化課長	山口 玲子
教育部参事兼図書館長	渡邊 雅夫
教育部参事兼中央公民館長	石井 一彦
学校給食課長	岡田 正浩
生涯学習課長	秋元 淳
まなび支援センター所長	篠田 薫
学校給食センター所長	地曳 俊雄
郷土博物館金のすず副館長	半澤 隆
生涯学習課主査	鈴木 和代
(会議事務局) 教育総務課主幹	平野 和彦
教育総務課主任主事	時山みゆき

4. 傍聴人数 0名(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による非公開議案あり)

5. 議 案

議案第5号 平成29年度重点目標・施策について

議案第6号 木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 木更津市社会教育委員の委嘱について

議案第10号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第11号 職務の級が6級以上の職員等の人事について

議案第12号 木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について

議案第13号 木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について

## 6. 報告事項

報告第2号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任免の内申について

報告第3号 専決事項の報告について

木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

## 7. 議事大要

### ○高澤教育長

定刻となりましたので、平成29年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。また、前回2月の定例会議の会議録につきましては、吉田委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第5号「平成29年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○齊藤教育部次長

議案第5号「平成29年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、平成29年度の本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第1号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました表紙に「平成29年度重点目標・施策」と記載のございます資料の1ページをご覧ください。この重点目標・施策につきましては、毎年度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定しているものでございます。平成29年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につきましては、平成27年3月に策定いたしました「木更津市教育振興基本計画」及び平成27年11月に市長が策定いたしました「木更津市教育大綱」を基本方針として、本市の基本構想及び第1次基本計画でございます「きさらづ未来 活力創造プラン」に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。

見開きの左側でございます目次をご覧ください。各施策の内容についてでございますが、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、市民文化の充実、人権擁護の推進の6つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞれの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料2ページ以降となりますが、資料等の事前送付の際にご連絡させていただきましたとおり、委員皆さまには事前確認いただいているものといたしまして、詳細説明は割愛させていただきます。

なお、これまでの教育委員会会議等において委員から意見がありました市長の附属機関で生涯学習課が事務局となる木更津市青少年問題協議会とまなび支援センターが事務局となる木更津市青少年指導関係運営協議会の統合等見直しに関しましては、本重点目標・

施策には掲げないものの、引き続き各事務局間及び市長部局と連携し検討・研究を進めるものといたしますのでご了承願います。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第5号「平成29年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部次長

議案第6号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、平成29年度の組織改正及び木更津市公共施設整備基金条例の制定等に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。5ページの新旧対照表をご覧ください。平成29年度の組織改正により教育委員会事務局の教育部内に学校再編課が新設されることに伴い、事務局の部、課及び担当の設置が規定されております第13条の表の課の欄に学校再編課を担当の欄に学校再編担当を加えるものでございます。

次に6ページをご覧ください。分掌事務が規定されております第14条の表に学校再編課の分掌事務として、「1 学校再編に係る基本方針の見直しに関すること。」、「2 学校再編に係る実施計画の推進に関すること。」、「3 学校再編関係機関との連絡調整に関すること。」、「4 学校再編に係る調査及び研究に関すること。」を加えるものでございます。

次に文化課の分掌事務をご覧ください。こちらにつきましては、1月教育委員会会議で議決いただきました「木更津市公共施設整備基金条例の制定案」が昨日の3月市議会本会議において可決され、平成29年4月1日に施行となることに伴い、木更津市芸術文化施設整備基金がこの新たな基金と統合となることから、文化課の表中、7ページにございます「13 芸術文化振興基金の管理に関すること。」を削るものでございます。

なお、この規則は平成29年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第6号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○齊藤教育部次長

議案第7号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料8ページをご覧ください。本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。9ページの新旧対照表をご覧ください。補助金の額が規定されております第3条第1項の別表第2の注2の(2)のうち「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めるものでございます。

なお、この規則は平成29年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

### ○武井委員

単に「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に名称が変わっただけではないと思いますがいかがですか。

### ○廣部教育部参事兼学校教育課長

今回の改正につきましては、児童福祉法の改正に伴うものでございますが、子どもの心理の障害が広範囲になりました。情緒障害児短期治療施設は限定された施設ですが、児童心理治療施設は限定されておられません。情緒障害児以外の多様な精神的障害の子どもにも対応できるように改正したものでございます。

### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「木更津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部次長

議案第8号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料10ページをご覧ください。本議案は、八幡台小学校区の人口増加に伴い、学校給食の実施方式の変更による学校の組替えを行うため、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。11ページの新旧対照表をご覧ください。学校給食の実施方式が規定されております第2条の別表(1)給食センター方式の表中「木更津第三中学校」を削り、「畑沢中学校」を加えるものでございます。

次に12ページをご覧ください。同じく別表(2)自校親子方式の表中波岡小学校を調理校とし「畑沢中学校」を配食校としていたものを「波岡中学校」に、また、八幡台小学校を調理校とし「波岡中学校」を配食校としていたものを「木更津第三中学校」にそれぞれ変更するものでございます。

13ページをご覧ください。こちらにつきましては、本規則に関連する規則として附則において改正することといたしました木更津市学校給食センター管理運営規則の新旧対照表でございます。改正の内容につきましては、学校給食センターの配食校が規定されております第3条におきまして、「木更津第三中学校」を削り、「畑沢中学校」を加えるものでございます。

なお、この規則は平成29年4月1日から施行いたします。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部次長

議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料14ページをご覧ください。本議案は、平成29年3月31日の社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

15ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は15名で、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となります。

次に、16ページの参考資料をご覧ください。候補者15名のうち、再任が13名、新規が2名でございます。各候補者の所属等につきましては、資料のとおりでございます。

なお、No.1の木更津市小中校長会、No.4の木更津市子ども会育成連絡協議会、No.10の木更津市立公民館運営審議会の推薦による委員候補者につきましては、現在、各種団体等におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○長谷部委員

2年前に個人的に問題があるというわけではなく、20年、16年と長く続けられている方がいますが、どうしてもこの方々でなければならない理由はありますかと申し上げた覚えがあります。これから公民館の使用料の見直しについての問題があるので、公民館のことを長く知っている方が必要ということなのではないでしょうか。同じ方を何十年も任命する理由は何ですか。

#### ○秋元生涯学習課長

長谷部委員がおっしゃるとおり長期にわたる委員の委嘱については市の指針でも課題とされておりますが、特に重要案件である公民館の有料化の問題、金田地域交流センターの問題、公共施設再配置関連の問題等がある中で、新しい委員に変更するより今期の委員に継続していただいて、来年度早々から重要な審議に入れるようにしたいと考え、再任をお願いしたものでございます。

#### ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

#### ○渡部委員

委員候補者18名のうち、16ページの11番から18番までの方は家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者とありますが、所属が元市PTA連絡協議会会長の方が2名います。郷土博物館金のすずや公民館で活動されている方を入れたら良いかと思っておりますがいかがですか。

#### ○秋元生涯学習課長

委員の選定にあたっては、渡部委員のおっしゃるとおり、広く色々な分野から選考する

のが望ましいと考えております。学識経験者の枠の中で、この肩書きだけに限らず様々な分野で活動し、精通している方を委員候補者とさせていただいております。結果として同じ所属の方がいますが、ここでは学識経験者の枠で一つの肩書きを書かせていただきました。

#### ○高澤教育長

事務局におきましては、教育委員の意見を踏まえて、社会教育委員の選考をお願いいたします。

ほかにご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○齊藤教育部次長

議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料17ページをご覧ください。本議案は、平成29年3月31日の公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

18ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は19名で、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日の2年間となります。

次に、19ページの参考資料をご覧ください。候補者19名のうち、再任が12名、新規が7名でございます。各候補者の所属等につきましては、資料のとおりでございます。

なお、No.1の木更津市小中校長会の推薦による委員候補者につきましては、現在、校長会におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は 以上でございます。

#### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

#### ○長谷部委員

各公民館から選ばれている方々は、公民館から推薦をいただいているのでしょうか。

#### ○秋元生涯学習課長

教育委員会から中央公民館を通じて各公民館長から推薦依頼をお願いしております。各公民館長が推薦した方を中央公民館が取りまとめ、事務局へ提出いただいているところでございます。

### ○長谷部委員

推薦依頼する際に、このような方が望ましいと希望や条件は付けていますか。

### ○秋元生涯学習課長

市の委員の委嘱に関する運営指針を踏まえ、年齢は75歳までとお願いしております。また、各公民館長におかれましては、より良い公民館運営ができるように慎重に委員を選んでいるものと理解しております。

### ○石井教育部参事兼中央公民館長

委員選出につきましては、各公民館長には会議に出席できる方、多様な視点を持って意見を言える方、公民館活動を実際に行っている方と条件を付け、地域の区長はじめ、公民館運営協力委員会の委員長等と協議をしながら実際にふさわしい方を選出してほしいとお願いをしております。

### ○長谷部委員

今回の委員候補者は、70歳以上の方が7名、60歳以上の方が9名、50代が1名、40代が2名です。公民館はこれから変わっていかないと取り残されます。この方々は公民館、地域を愛してくださっている方々ですが、使用料の見直しが検討されている中、従来のやり方だけではなく、新たな住民が利用しやすくなるように変わっていく必要があります。40代から70代の経験豊富な方のご意見はもちろん、これから何十年と公民館を利用し地域の核となっただけで若い方のご意見もいただけるように、年齢構成に配慮していただきたいと思っております。

### ○秋元生涯学習課長

今すぐにはいきませんが、課題の一つだと思っておりますので、中央公民館長と共々改善策を研究していきたいと考えております。

### ○長谷部委員

いろいろな方のご意見を聞ける公民館運営審議会なので、幅広い年代の方々から公民館に対するご意見をいただきたいと思っております。

### ○秋元生涯学習課長

委員によっては、サークル等にいる若い方の意見を聞き、審議会で意見を述べる方がおりますので、若い方の意見も反映されていると考えております。

### ○高澤教育長

年齢制限はありますか。

### ○秋元生涯学習課長

市の指針では75歳とされていますが、あくまでも指針ですので75歳以上の方を委嘱できないというわけではございません。事務局では指針を理解したうえで選考していきたいと考えております。

### ○高澤教育長

公民館設置及び管理運営条例で年齢のことを規定していますか。

### ○秋元生涯学習課長

年齢に関する規定はございません。



## ○高澤教育長

貴重なご意見を踏まえ、次期委員を委嘱する際には考慮していただきたいと思います。  
ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

## ○吉田委員

秋の公民館文化祭で各公民館を回りましたが、公民館ごとに違いがあると感じました。公民館代表の方は他の公民館の様子がわからないと思います。各公民館の活動内容を取りまとめているところがあれば結構ですが、教育委員会自体が主導的な指針を出さなければ、長谷部委員が懸念されているように対応力の無い組織になってしまいますので、真剣に考えなければいけないと思います。

## ○高澤教育長

ほかにご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第11号から第13号及び報告第2号につきましては、人事案件となりますので、関係職員以外は退室をお願いいたします。

＜教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外 退室＞

それでは、議案第11号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

## ○齊藤教育部次長

議案第11号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、平成29年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1)平成29年3月31日付け退職者が4名、(2)平成29年4月1日付け採用者が3名、(3)転出者が2名、(4)転入者が4名、(5)教育委員会内部の昇格者が1名、(6)教育委員会内部の異動が4名でございます。

3ページをご覧ください。次に、2の指導主事でございますが、(1)平成29年3月31日付けの退職が3名、(2)の平成29年4月1日付けの任命が5名でございます。

次に、3の学芸員でございますが、(1)平成29年4月1日付けの任命が1名でございます。

説明は以上でございます。

## ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

## ○長谷部委員

学芸員の松本副主幹は新規採用職員ですか。

## ○平野教育総務課主幹

松本副主幹は現在文化課に勤務しております。博物館法で学芸員につきましては博物館に置くとなっておりますので、ご本人は学芸員の資格はお持ちですが、文化課勤務のため辞令の発令はしておりません。今回の博物館への異動に伴い、新たに学芸員として任命するものでございます。

## ○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 入室>

続きまして、議案第12号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

## ○齊藤教育部次長

議案第12号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その3の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。非常勤職員の館長は12名で、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間でございます。次に、3ページの参考資料をご覧ください。候補者12名のうち、再任が8名、新規が4名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

## ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>

続きまして、議案第12号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○齊藤教育部次長

議案第13号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その4の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページ及び3ページの候補者名簿及び参考資料をご覧ください。非常勤職員の館長は再任で、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間でございます。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第13号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<文化課長・郷土博物館金のすず副館長 退室、学校教育課長 入室>

続きまして、報告事項に移ります。報告第2号、臨時代理の報告について「校長及び教頭等の任免の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

### ○齊藤教育部次長

報告第2号、臨時代理の報告について「校長及び教頭等の任免の内申について」ご説明申し上げます。

議案資料、別冊その5の1ページをご覧ください。この報告は、校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、2ページのとおり平成29年3月10日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

3ページをご覧ください。はじめに、1の教育委員会に関する項目でございますが、退職者が3名、採用者が5名でございます。次に、2が校長に関する項目でございます。退職者が5名、採用者が4名、4ページに移りまして、市内小中学校間での配置換えが1名でございます。次に、3の教頭に関する項目でございますが、こちらは、退職者が4名、採用者が1名、転入者が1名、市内小中学校間での配置換えが9名でございます。また、各項目の表中、☆印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

<質問・意見なし>

なければ、次の報告に移ります。

<全職員 入室>

続きまして、報告第3号、専決事項の報告について「木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」を事務局から説明お願いいたします。

### ○齊藤教育部次長

報告第3号、専決事項の報告について「木更津市教育委員会事務専決規程及び木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。

議案資料20ページをご覧ください。この報告は、平成29年度の組織改正に伴い、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、21ページのとおり3月16日付けで教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

今回、改正いたしました規程は、「木更津市教育委員会事務専決規程」、「木更津市教育委員会文書規程」でございます。それぞれの規程の改正内容につきましては、先ほどの議案第6号においてご説明させていただきましたとおり平成29年度の組織改正により教育部内に学校再編課が新設されることに伴い、それぞれの規程中、学校再編課に関する事項を追加したものでございます。各規程の改正内容の詳細につきましては、恐れ入りますが、22ページの公布文、23ページから26ページの新旧対照表でご確認をお願いいたします。

なお、これらの規程の施行日は、平成29年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

### ○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

<質問・意見なし>

なければ、報告事項につきましては、以上といたします。

### 【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・平成29年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：齊藤教育部次長

- ・木更津市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示について

説明：齊藤教育部次長

- ・木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

説明：廣部教育部参事兼学校教育課長

- ・木更津市史調査協力員登録要綱の一部を改正する告示について

説明：山口教育部参事兼文化課長

- ・木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則の制定について

説明：岡田学校給食課長

- ・木更津市人口急増地区における通学区域の見直しに関する基本方針（素案）に係る意見公募について

説明：廣部教育部参事兼学校教育課長

- ・木更津市公民館研究集会の実施報告について

説明：石井教育部参事兼中央公民館長

- ・公民館使用料の見直しについて

説明：秋元生涯学習課長

- ・社会教育施設の耐震診断調査結果について

説明：勝畑教育部参事兼施設課長

## ○高澤教育長

教育委員の意見等に移りますが、ここで先ほど事務局から報告のありました「公民館使用料の見直し」につきまして、委員皆さまからご質問、ご意見を頂戴いたしたいのですがいかがでしょうか。

## ○吉田委員

公民館を利用していない人と利用している人との区分がありますので、一概に言うのは危険であると思いますが、有料化につきましては総合教育会議でそのような方向でまとまりましたので結構です。この後の課題は使用料の設定額です。公民館の建て替えのための基金を貯めていくために額の設定をするわけではないというお話でしたので、電気代程度であれば理解は得られると思います。しかし、長い目で見ると、そのようなことは言ってられません。これから多額の費用が必要な時期が来ます。ですから、今は建て替えの基金の考えがないにしても別のところで準備するなど計画的にお考えいただきたいと思います。

## ○高澤教育長

料金設定をする際にそのようなことを加味する必要があるということですが、事務局の意見はいかがでしょうか。

## ○秋元生涯学習課長

現時点におきましては、具体的な料金設定にまで踏み込んでおりませんので、今後、そのようなご意見を踏まえ、検討していきたいと考えております。

## ○長谷部委員

総合教育会議でも話していますが、使用料を取るか取らないかはどこが決めることですか。市長部局が取ると決めたら従わないといけないですか。

## ○堀切教育部長

最終的な判断は施設管理者である教育委員会になるかと考えております。設置条例で

教育委員会所管の施設となりますので、使用料を取るか取らないかは教育委員会が主たる権限を持っているというご理解でよろしいかと思えます。ただし、使用料・手数料の見直しの基本方針を市全体としての取組みとして進めておりますので、市長部局と同様な方向性を持って検討してくださいというのが市長部局の考え方でございます。

**○長谷部委員**

仮に社会教育委員会議等での意見を踏まえ、教育委員会がやはり今までどおり無料が良いとした場合は、そこからまた話し合いになるということではよろしいですか。

**○堀切教育部長**

はい。

**○吉田委員**

施設の無料化については、全国的な趨勢でなかなか避けられないと思えます。原則有料化については、原則と例外がひっくり返るだけなのであまり気にしなくて良いと思えます。むしろ負担する額の積算根拠が難しいと思えます。

**○長谷部委員**

期間的にいつまでにどのような答えを出してどのように進むのか決まっていますか。

**○秋元生涯学習課長**

市長部局の施設については、4月に原則有料化となりますが、教育委員会については、社会教育委員会議等への意見聴取を実施し進めてまいりたいと考えておりましたので、今年9月市議会に上程できるように見直しを検討しております。なお、有料化となりますと条例改正も必要となりますので、6月末までには教育委員会会議等で議論していかなければならないと思っております。

**○高澤教育長**

大変重い案件なので社会教育委員会議で協議を重ねていただき、建議書には様々な意見を参酌したうえで大局的に判断することを申し合わせ、使用料のあり方にかかわる考え方の視点として、市全体の利益を鑑み公民館が持続的により良く維持されることを考慮しての利用者の使用料負担はやむを得ないものと考え、協議のまとめとして、有料化にあたっては料金設定、減額免除等のご配慮をいただき、関係者から意見を聴取していただきたいと記載されています。教育委員会としては、この建議を踏まえるとともに、公民館運営審議会等の要望書も踏まえ、公民館使用料については原則有料とし、料金設定、減額免除等の設定にあたっては関係者から意見聴取するものとする意見をまとめています。この意見について教育委員皆様のご意見を伺いたいと思えます。

**○渡部委員**

耐震のこともありますし、建物自体古いものが多いので、有料化でより良い環境になるということなら、原則有料化は流れとしてやむを得ないと思えます。しかし、高齢の方が来ている公民館が多いので、純粋に集まる場所と考えたときに有料化といってもいくらになるかは利用されている方は気にしていると思えます。

**○高澤教育長**

武井委員のご意見はいかがでしょうか。

**○武井委員**

私も渡部委員と同じ意見です。有料化についてはやむを得ないと思います。

**○高澤教育長**

それでは、公民館使用料の見直しについては、原則有料としますという方向性で、また、料金設定や減免等については、渡部委員がおっしゃったとおり利用者・関係者の意見を聞くことがベストかと考えています。見直しの方向性については委員皆さまにご理解をいただいたということですのでよろしいでしょうか。

**○各教育委員**

はい。

**○高澤教育長**

料金設定や減額免除等については改めてお示しして決定していきたいと思います。ほかにご意見等ございますでしょうか。

<意見なし>

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

**○事務局**

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月20日（木）午後1時00分から市役所朝日庁舎多目的室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

**○高澤教育長**

以上をもちまして、平成29年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長  
委 員